

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和４年度）

作成日 2022/10/26

最終更新日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和4年8月1日
国立大学法人名		国立大学法人高知大学
法人の長の氏名		櫻井克年
問い合わせ先		高知大学法人企画課 TEL：088-844-8899
URL		http://www.kochi-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【経営協議会からの意見】 ”高知大学Grand Design 2030”をまとめたことで、地域に軸足を置いた”Super Regional University”を目指す姿勢は明確になったが、具体的な行動計画プランの策定は対外的にその実現を約束するものである。同プランを中期目標・中期計画に反映し、自己評価も含めて学内外に積極的に公表する姿勢は高く評価したい。 また、プランの達成には教職員が高いモチベーションをもってそれぞれの業務にあたることが不可欠となるが、この点においてもワークライフバランスの充実はもとより、将来を見据えた年齢構成への配慮や多様性、包括性といったことにも気配りをした人事基本方針を作成するなど、戦略性をもって取り組む意欲がうかがえる。 ただし、一般論として言えば、組織は長年の慣習にとらわれ「内向きの理屈・常識」に支配されがちだ。一方で、日本社会が激変期に差し掛かった今日、国立大学に対する国民の期待はかつてなく大きくなっており、もはや社会経済の動向や外部の目を無視した国立大学法人経営はできない。それはすなわち、行動計画プランの策定に安住することなく、今後の社会情勢の変化に応じてプランの内容を柔軟に見直し続ける必要があるということだ。 国立大学を取り巻く時代の変化を踏まえ、学長のリーダーシップのもとで「社会と共にある大学」であり続けるための努力を一層強化するよう期待したい。 【本学の回答】 本学には、これまでに展開してきた地域との協働による教育研究をより一層進化させるとともに、地域と一体となり課題解決型研究の推進に粘り強く取り組むことで「地域イノベーション・プラットフォーム」の中核を担うことが求められていると認識しています。 今後、大学の組織運営や経営・財政上の諸問題の改革にも取り組みつつ、社会の変化や要請に応える持続可能な教育研究を実現して参ります。

監事による確認	更新あり	私ども監事は情報基準日における本学の国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書等を令和4年8月31日に執行部より提出を受け、内容について意見交換を実施のうえ確認をしましたので意見を表明いたします。 ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する確認も今回で3回目となり、執行部からは全ての基準に適合しているとの報告をいただきました。しかしながら、今日のような変化の激しい時代においては教育研究・社会経済・労働環境等々の本学を取り巻く情勢も日々変遷しつつあることから、現時点において適合している項目についても、その時々の方勢に合わせて適切性を確認する必要があると考えます。つきましては、適合状況については継続的に確認するとともに、IR機能も積極的に活用しつつ情勢変化に合わせて臨機に見直しを実施することで本学のガバナンス体制の一層の強化に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。また、ガバナンス・コードの本来の目的は体制の整備状況だけではなく、その運用状況が重要であると考えます。つきましては、ガバナンス・コードにおける各事項の運用状況についても継続的に点検をし、より適切なガバナンス体制の構築に取り組まれるようお願いいたします。 【補充原則1-3⑥(2)】職員の総合的な人事方針 上記原則への対応については「第4期中期目標期間中の教員人事基本方針」及び「第4期中期目標期間の事務局等職員の人事基本方針」をもって適合しているとしていますが、本学には医療関係者や附属学校園教員等多様な職種に従事されている職員が多数おられます。これらの職員の方々も含めた長期的な視点に立った人事方針が必要ではないでしょうか。 【本学の回答】 今後、全職員を対象とする長期的な視点に立った人事方針を策定します。 <意見②> 【基本原則4】 【原則4-2】内部統制の仕組み 本学における内部統制は令和2年度の見直しにより新たな規則が制定され体制の整備が実施されています。しかしながら、本学の内部統制に関する取り組みは未だ緒に就いたばかりであり、この体制強化については今後の法人運営における最重要事項の一つと考えられます。本学のミッションを有効かつ効率的に果たすためにも内部統制システムの実効性確保に向けて役職員一体となった更なる取り組みが必要ではないでしょうか。 【本学の回答】 内部統制の実効性を確保するため、本学にける内部統制のあり方について、検討・見直しを行って参ります。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学は「教育基本法に則り、国民的合意の下、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」を建学の理念とし、この建学の理念のもと、教育、研究、地域連携とグローバル化に関する基本目標を掲げて大学運営を行っています。 これに加え、令和2年度には、本学が目指す2030年の姿と役割を見据え、高知という地域に軸足を置いた”Super Regional University”となり、「地域を支え地域を変えることができる大学」となることを目指し、”高知大学 Grand Design2030”の策定に向けた検討を開始し、令和3年4月、中・長期的な本学の理念や目標、その方向性や具体的な行動計画を示した同プランを策定しました。 同プランの策定にあたっては、役員会の下、「大学改革実施検討本部」（本部長：理事（総務・財務・企画担当））を設置し、検討課題ごとに7つの検討部会（座長：副学長、副理事、学長特別補佐）を立ち上げ、学部長、専攻長、学系長、センター長ほか多数の教員、事務担当者が参加して検討を実施し、内容をとりまとめました。 同プランの内容は、経営協議会及び教育研究評議会において意見を伺いつつ、令和4年度から令和9年度までの間の中期目標、中期計画案に反映させ、文部科学大臣より16項目の中期目標の指示を受けるとともに、30項目からなる中期計画の認可を受けるに至っています。 【公表資料】 ○大学の理念 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html ○第4期中期目標・中期計画・年度計画等（令和4～9年度） http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00170079/chyuki_mokuhyo_220425.pdf http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00170086/chyuki_keikaku_220425.pdf ○「高知大学Grand Design2030」 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html

補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	第3期中期目標・中期計画期間においては、中期計画に関する進捗状況について、前事業年度の年度計画実施状況報告に対する文部科学省国立大学法人評価委員会の法人評価結果および当該年度の上半期の年度計画進捗状況に関する自己評価を踏まえ、翌年度の年度計画を策定しました。 “高知大学Grand Design2030”の内容を反映した第4期中期目標・中期計画の進捗状況の確認に関しては、令和4年度の国立大学法人法の改正により年度計画を作成しないこととなったことに伴い、「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」（令和4年1月27日 第431回役員会で承認）において、担当理事の下、中期計画の「実施計画」と「評価指標の補足説明」を策定したうえ、中期目標・中期計画の自己評価を年に1回実施し、評価結果を学内ライブラリやホームページを通じて学内外に公表することとしています。 【公表資料】 ○第3期中期目標・中期計画等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_3ki.html ○「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_4ki.html
補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	国立大学法人法の規定に則り、「国立大学法人高知大学役員会規則」、「国立大学法人高知大学経営協議会規則」、「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」を制定し、審議事項を定めることにより、法人運営と教学における責任体制を明確にしています。 法人運営に関する検討組織として、法人における中長期の将来構想を検討、法人の運営力強化に関する戦略の企画・立案等を通じて法人の理念と目的の実現を目指す「高知大学経営企画推進機構」（機構長：学長、構成員：学長、理事）を置いています。 また、教学に関する全学組織として、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程に関し、教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する「高知大学全学教育機構」（機構長：理事（教育担当））を置いています。 上記のとおり、法人運営、教学に関する全学組織が明確な役割分担の下に運営される体制となっています。 【公表資料】 ○「令和4年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html

補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	教員の多様性の推進等を定めた総合的な人事方針として、第4期中期目標期間中の教員人事基本方針を令和3年7月28日に策定しました。当該基本方針においては、教員の多様性を高めるため、若手教員、外国人教員及び女性教員を積極的に採用することとしています。特に、若手教員及び女性教員は新規採用者のうち、原則6割を若手教員、原則3割を女性教員とすることで組織の若返り及び多様化を図ることとしています。 また、すべての職員が高いモチベーションを保ちながら意欲的に職務に従事し、ワークライフバランスを充実させるとともに、多様な人材がその力を最大限発揮することができるよう事務局等職員の人事基本方針を令和4年3月9日に策定しました。当該基本方針において、年齢毎に極端な偏りがなく、中長期的にバランスが取れ、かつ、持続可能な年齢構成を目指すとともに、DEI（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包括性））の推進に努めることを規定しています。 本学においては、教職員の雇用に関し、以下の取組みを行っています。 教員に関し、若手女性研究者を退職者の後継候補者として国際公募し、選考する女性後継者テニュアトラック制の整備や、国内外の研究者と協力してIODP（International Ocean Discovery Program）等の国際プロジェクトを推進するために国際公募し選考するなど、ダイバーシティの確保等に積極的に取り組んでいます。 障害者雇用の促進、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供等について本学教育学部附属特別支援学校と連携しながら取り組み、同校の卒業生の受け入れも行っていることから、障害者の法定雇用率2.6%のところ、本学では2.82%となっています。 【公表資料】 ○「第4期中期目標期間 教員人事基本計画」 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157643/1-3_kyouinnjinnjikhonhoushin.pdf ○第4期中期目標期間 国立大学法人高知大学における事務局等職員の人事基本方針 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00171885/20220620-1.pdf
---	-------------	--

補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本学では、国立大学法人としての社会的な役割を果たすべく、国立大学法人法等の法令を遵守しつつ、自主・自律的活動を継続するために必要な安定的な財政基盤を確保すべく、国立大学法人運営費交付金をはじめ公的資金の支援のほか、自己財源の確保に努めています。 また、確保した資金を活用するための支出額を計画的に執行するため、収支状況を見通す中期的な財務計画について、第4期中期計画において自己収入獲得の取組を進め安定的な財務基盤を確立するため中期計画期間中に4億円の増収を目標とする計画を定めるとともに、同計画のその他の記載事項において6年間の「予算計画」「収支計画」「資金計画」を策定し公表しています。 【公表資料】 ○「中期的な財政計画」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_4ki.html
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	本学は、国から国立大学法人運営費交付金の交付を受けて法人を運営しているという公共の性質に鑑み、教育・研究に係る活動の状況を取りまとめ、コストの見える化を図っています。 具体的には、教育・研究上のコストの見える化のため、毎四半期ごとに、収支状況の前年度比較とその要因や各部局ごとの予算執行状況をグラフ等を使って分かりやすく説明した「財務状況報告書」を作成し、役員会に報告したうえ、学内教職員に周知を行っています。これ以外にも、学部・研究科等別の予算・決算情報を毎年資料化し、全学財務委員会に報告後、学内グループウェアを利用して教職員に周知しています。 また、国立大学法人法の規定に基づき公表される財務諸表においては、令和元年度から各部局別のセグメント情報を附属明細書に記載しており、学内教職員はもとより、広く一般の方にも本学のコストに関する情報を公表しています。さらに、財務諸表等の定型的な解説のみならず、本学の基礎データや基本理念、行動計画（高知大学Grand Design2030）、各部局の活動状況を財務情報を交えて報告するほか、同規模国立大学や国立大学法人平均との財務指標の比較を行い、本学の位置づけなどを示した「財務レポート」を作成し、本学ホームページで公表しています。 【公表資料】 ○令和3年度 財務諸表（第18期事業年度） https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/ ○財務レポート（統合報告書） https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html

補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		「役員等候補者の育成に関する基本方針」（役員会決定）を定め公表しています。 学長から指名された副学長・副理事等は、各担当のキーパーソンとして法人経営のコア業務を所掌しています。直近では、次世代に向けて創造的で持続可能な教育研究や大学運営を実現していくため、中・長期的な本学の教育研究及び社会貢献や国際交流等の理念、その取組の方向性及び具体性を示す”高知大学Grand Design2030”を策定することを目的として設置された高知大学「大学改革実施検討本部」において、副学長等は、作業部会（WG）の座長を務め、学部長等とともに細目の検討を行うことで、法人経営の一端を担わせ、将来の経営人材としての育成を図っています。 早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成するために、中堅の事務職員（課長補佐級）を対象に「理事特別補佐（理事から特別の指示された事項を処理することを目的とし、理事の推薦に基づき、事務職員の中から任命され、教員（副学長等）と協働して理事を補佐している）」を設置し、役員の下で企画業務等に従事させ、法人経営の一端を担わせています。 さらに、大学トップマネジメント研修（政策研究大学院大学）、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国大協）及び大学マネジメントセミナー（国大協）に管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を積極的かつ計画的に参加させ、次代の経営人材を育成しています。 【公表資料】 ○役員等候補者の育成に関する基本方針 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html
---	--	---

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	「国立大学法人高知大学組織規則」に、理事、副理事、副学長、学長特別補佐について規定しています。 理事は、同規則において「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・ＩＲ」、「地域連携・国際連携・広報」、「財務・労務管理」、「ワークライフバランス」、「法務」の業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して業務を掌理することが規定されています。理事は、学長自ら大学運営に関する能力、大学改革に関する意欲を確認したうえ任命しており、「ワークライフバランス」、「法務」担当理事は、その専門性から外部の者を任命しています。なお、同規則の規定に基づく学長の代理及び国立大学法人高知大学役員会規則に規定する役員会議長の代理として、理事（地域連携・国際連携・広報）が指名されていることが、役員会議事要録に明記されています（令和4年5月25日開催）。 副理事は、同規則において、理事の職務を助ける副理事を置くことができること、理事からの推薦に基づき学長が指名することを規定しており、「総務担当」、「評価・ＩＲ担当」の2名の副理事が発令されています（基準日現在）。 副学長は、同規則において、学長を助け校務をつかさどる者を、学長が指名することとしており、「総務担当」、「教育担当」（教育、学生支援、国際教育の3名）、「研究担当」、「地域連携担当」の6名の副学長が発令されています（基準日現在）。 また、学長特別補佐は、同規則において、学長から特別に指示された事項を処理する者を学長が指名することとされており、危機管理全般、新型コロナウイルス感染症に対応する「危機管理担当」、企業から招聘され地域のDXに対応する「DX推進担当」、学内業務のDXに対応する「DX推進担当」、本学における数理・データサイエンス教育及び情報セキュリティに対応する「データサイエンス教育・情報セキュリティ担当」の4名が発令されています（基準日現在）。 何れの役職についても、面談等を通じて学長が全ての選考を中心的に担うことにより、学長をトップとして、大学のビジョンを実現していくための大学運営を行うことが可能な組織となっています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学組織規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf ○「令和4年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html
--	-------------	---

原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		「国立大学法人高知大学役員会規則」を定め、学長、理事で構成する役員会を組織し、法人運営上の重要事項について審議・決定を行っています。 適時かつ迅速な審議を行うため、各月 2 回の定例役員会の開催に加え、必要に応じ臨時の役員会も開催しています。役員会の議事録は、次回の役員会において承認を得たのち、遅滞なく本学ホームページに公開しています。 【公表資料】 ○役員会議事録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/yakuinkai.html
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	「どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか」は学長及び常勤理事間で共有されています。5 名の常勤理事が「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・IR」、「地域連携・国際連携・広報」、「財務・労務管理」の業務を所掌しており、これらの業務以外に、男女共同参画、倫理・人権問題、働き方改革への対応等、これまでの学内資源だけでは対応が困難な事項に対して、弁護士等の高度な専門性と経験・知見を持ち、本学に新たな見識をもたらす外部理事を 2 名（「ワークライフバランス」、「法務」）登用することで、専門性の観点や第三者の視点から経営体制を強化しています。 【公表資料】 ○高知大学役職員の状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/yakuin-simei.html ○「令和4年度 国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html

補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		「国立大学法人高知大学経営協議会規則」において、外部委員に関し、「国立大学法人高知大学の役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」（第2条第3号）と定めており、教育研究評議会においては、外部委員候補者について、現職、略歴、実績を示し、同会議から適切であるとの意見を得たうえで学長が任命しています。 また、経営協議会を開催するにあたり、会議における議論が充実するように委員に対して資料の事前説明を行うとともに、本学の運営に対して、議題について審議する時間とは区切って、テーマを設定し経営協議会外部委員からご意見をいただいています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学経営協議会規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○経営協議会議事要録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi.html ○経営協議会学外委員からの意見等への取組状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi_torikumi.html ○経営協議会の活性化のための取組みについて（高知大学） http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議においては、求められる学長像等を含む「国立大学法人高知大学学長選考基準」を自ら定め公表しています。 第1次候補者について投票を行うこととしている学内意向投票については、学長選考等規則第13条第1項の規定において、最終選考における「参考」という位置づけである旨を明確にしており、学長選考・監察会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考結果、選考過程及び選考理由について公表しています。 【公表資料】 ○学長候補者選考 http://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○学長候補者の選考結果（情報公開等/情報提供のお知らせ/20.国立大学法人法第12条第8項の規定による公表事項等） http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00173353/211025senkokekka.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/

補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長選考等規則第14条第1項において、任期に関し、4年再任有6年限りとして規定しています。なお、平成26年度において、学長の任期について学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう改めて検討を行いました。その後も選考の都度、学長選考・監察会議において、学長選考基準の審議・確認を行い、任期、再任の可否等についても記載することとしており、求められる学長像等とあわせ、根拠規定の記載とともに公表しています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学学長選考等規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00099448/170622senko_kijun.pdf
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考等規則第15条から第18条までの規定において、解任を申し出るための手続きについて規定し、公表しています。また、学長選考基準においても、学長の解任手続きについて記載し、公表しています。 【公表資料】 ○国立大学法人高知大学学長選考等規則 http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 http://www.kochi-u.ac.jp/_files/00099448/170622senko_kijun.pdf
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長の業績評価実施要項を定め、学長選考の適正性を担保するため、学長がその職務を適切に遂行していることを選考時の判断に沿って確認することとしており、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末まで、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに、学長の任期中の業績について評価し、結果を公表することとしています。また、業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うこととしています。 【公表資料】 ○学長の任期中の業績評価結果 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00136297/200318gyouseki_hyoka.pdf

原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由 ※今回事項追加	更新あり	学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかということを念頭に、経営協議会及び教育研究評議会において、選任方法を審議し決定の上、その方法により学長選考・監察会議の委員を選任し、その方法・理由を、両会議の議事要録において記載し、公表しています。 令和4年度においては、以下のとおり選任を行いました。 経営協議会においては、中立性・公正性担保の観点等から、経営協議会委員の投票により経営協議会外部委員の中から得票上位の者を委員に選出することとし、投票の結果得票上位となった者を選任しました（第86回及び第87回経営協議会）。 教育研究評議会においては、「学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」を定め、その規定に基づき、全学からバランスよく見識のある方を選出するという観点から、学部長6名を選任しました（第114回教育研究評議会）。 令和4年度の両会議の当該議事に係る議事要録は、本学ホームページにおいて公表しています。
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		大学総括理事を置いていないため、公表等について該当しません。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況		本学の教育・研究・社会貢献活動に加え、経営状況や管理運営状況について、本学ホームページを中心に、幅広く情報の公表を行い、透明性を確保しています。 内部統制については、平成27年3月25日開催の役員会において、「役員会」を「内部統制委員会」として位置付けることとし、業務の諸課題等については、学長、理事、事務局長、事務局各部長ほかが出席する「本部運営会議」において、随時、報告、意見交換を行い、最終的に役員会で統制を図ることで内部統制システムを運用してきました。 監事からの「コンプライアンスに関する監査」に関する報告書を受け、令和2年度に、本学における内部統制について規定した「国立大学法人高知大学内部統制規則」及び「国立大学法人内部統制委員会規則」を制定し、内部統制システムの見直しを行いました。 また、法人監査室では、国立大学法人高知大学内部監査規則に基づき、事業年度毎に監査計画書を作成し、業務監査及び会計監査を実施しており、コンプライアンスに違反した事実等が発生した場合には、必要に応じ臨時監査を実施する場合があります。 【公表資料】 ○高知大学における内部統制（概念図） http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/governance_code.html ○「国立大学法人高知大学内部統制規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120037.pdf ○「国立大学法人高知大学内部統制委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120038.pdf

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人高知大学情報公開に関する規則を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っています。 また、法令等に基づき公表することとされている情報について、本学ホームページの「情報公開等」のページを中心に、情報公開を行っています。情報の追加等については、適宜更新を行っています。 加えて、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、ホームページ、SNS、広報誌、財務レポート、環境報告書等の情報誌や報告書などにより分かりやすく公表しています。また、定例記者会見の実施や報道関係者との懇談会を実施するなど、メディアに対する情報提供の機会も活用した情報の公表にも取り組んでいます。 【公表資料】 ○情報公開等 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ http://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学Twitter https://twitter.com/KochiU_News ○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/ ○高知大学広報誌 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/ ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○環境報告書 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/kankyoku_houkoku.html ○定例記者会見 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/kisyakaiken/index.html ○高知大学概要 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/daigaku_gaiyou/ ○高知大学大学案内 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/daigaku_annai.html
---	-------------	--

補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	ホームページにおいて、幅広く情報を公表するとともに、SNSでは学生を主な対象として情報を公表等し、受験生に向けては入試情報専用のホームページによる情報公表を行うほか、Webオープンキャンパスの実施や高知大学での学び、学部や入試に関する概要をYouTubeの公式チャンネルで動画を公表するなど、対象、内容、方法等を選択し公表しています。なお、ホームページにおいては、学生、卒業生、地域の方など訪問者に応じたポータルサイトを設け、訪問者が必要な情報へのアクセスが容易になるよう取り組んでいます。また、自治体、同窓会とは、対面で懇談、交流する機会を設け、情報発信とともに、懇談、交流における関係者からの意見、質問等を各理事の下で業務に活用等する機会とするなどしています。 【公表資料】 ○情報公開等 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ http://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学Twitter https://twitter.com/KochiU_News ○YouTube 高知大学公式入試チャンネル https://www.youtube.com/channel/UC5Gq86CW1STi0FEqk_2MWpw ○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/
---	-------------	---

補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が身につけるべき能力については、各学部・学科・コース、専攻のディプロマポリシーとその根拠となる能力を、【知識・理解】【思考・判断】【技能・表現】【関心・意欲・態度】【統合・働きかけ】の5つの区分に応じて策定し「高知大学教育に関するポリシー」として大学ホームページで公表しています。 【公表資料】 ○「ディプロマポリシー」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/kyoiku_policy.html 学生の大学教育に対する満足度については、在学生調査及び卒業生に対する調査の結果を、大学教育創造センターホームページで公表しています。 【公表資料】 ○「高知大学まなびのプロフィール」（在学生及び卒業生を対象に実施した調査結果のフィードバック用リーフレット） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/publications.html#anchor-manabiprof ○「卒業生調査結果」及び「高知大学の学びに関するアンケート結果」（在学生調査） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（卒業率、進学・就職者数並びに主な就職分野及び就職先、教員採用者数・公務員採用者数、国家試験合格状況（医学部））については、「教育情報の公表」として大学ホームページで公表しています。 【公表資料】 「教育情報の公表」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/ 「資格取得者数」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/sikaku_syutoku.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/director2.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kochi-ms.ac.jp/~hsptl/outline/i-anzen.html